

世田谷区告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区上祖師谷三丁目842番1から842番13の内まで

3 変更の区域

延 長 19.82メートル

幅 員 0.18メートル

面 積 3.59平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年10月15日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分 (供用開始)

街区 上祖師谷三丁目5番

